

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

令和4年1月1日から3月31日までの間に、対象とする子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。

事業主のみなさまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。

【助成金の対象となる子どもとは？】

■ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業^{注1}などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども^{注2}

注1 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ 学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります

※ 小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります

注2 次の施設に通っている子どものことを指します。

- 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
※ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含みます
- 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

■ 次の理由で小学校等を休む必要がある 子ども^{注3}

- 新型コロナウイルスに感染した子ども
- 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）
- 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

注3 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

助成内容 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額^{注4} × 有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

注4 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額^{注5}あり）

休暇取得期間	日額上限額 ^{注5}
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：11,000円 令和4年3月：9,000円

注5 申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域またはまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については15,000円。

注6 事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

申請期限 令和4年5月31日（必着）

申請手続等 ■ 労働者のみなさま

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口をご参照ください。



こちらから参照できます

■ 事業主のみなさま

厚生労働省ホームページをご参照ください。



こちらから参照できます

新型コロナ 休暇支援

検索 🔍

⇒お問合せ 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
☎ 0120-60-3999（フリーダイヤル） 受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日含む）